

# (仮称)刈谷田川防災公園について

長岡市：地域振興戦略部・中之島支所

## 1. これまでの経過

7.13 水害の復旧工事で発生した旧河川敷については、県が刈谷田川利活用検討委員会を立ち上げるなどして4年かけて構想案をまとめ、それを基に基盤整備が進められてきた。

県の基盤整備は、平成24年度に終了するので、その後は、長岡市と見附市が必要な施設の整備を検討することとなっている。

刈谷田川利活用検討委員会成果報告書（両市から各8名の市民が参画してまとめたもの）

### 【基本理念】

- ・多くの犠牲を出した「7.13水害」を忘れてはならない。
- ・この土地は中之島・今町の共通の財産（宝）であり、夢の実現とまちづくりの発展を期待。

### 【基本方針】

- ・観光（住民の日常的な利用）と防災の2つの機能を持つ拠点として整備。
- ・多様な利用ができる多目的広場（何も無い広い広場）を整備。
- ・地域で育てる森、子ども達が夢中になって遊べる場所など地域住民の関わりが深い拠点に。

## 2. 新潟県の整備内容とスケジュール

県は、河川の埋め立てと公園の粗造成、暗渠などの排水整備、飛砂防止のための芝張、管理用通路などの基盤整備を平成25年3月までに完了させ、管理協定を締結したうえで、両市に引き渡す。

公園面積 全体約4.6ha（長岡市地籍約3.0ha、見附市地籍約1.6ha）

整備内容（事業費 約1億9千万円）

植栽基盤、芝張植栽、法面工、排水、駐車場、遊歩道、モニュメントなど

公園供用開始 平成25年4月予定

## 3. 長岡市の整備方針

- (1) 「防災機能」と「地域交流機能」を兼ね備えた多目的広場とする。
- (2) 施設整備は、利用実態に合わせて段階的に整備を進める。
- (3) 公園の整備や維持管理は、地域住民との協働により、地域で育てていく公園を目指す。
- (4) 当該地は、長岡市と見附市の境界にあることから、市民の利便性を十分に考慮する。

## 4. 見附市からの提案

見附市から、(仮称)刈谷田川防災公園内に健康ウェルネス構想の一環として農産物直売所や農家レストランを早急に整備したいとのことで、地方自治法の規定に基づく「公の施設の区域外設置」により、公園全体を見附市が整備、維持管理を行いたい旨の意向が示された。

公の施設の区域外設置（地方自治法第244条の3の規定）

普通地方公共団体が、その区域外（市域外）においても、関係普通地方公共団体との協議（議会議決）により、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設けることができる。

## 5. 長岡市の対応

長岡市の整備方針に基づき、次の条件を見附市に提示したところ、見附市から承諾する旨の回答を得た。

- (1) 長岡市民の利便性、公平性・平等性が損なわれないこと。
- (2) 公園の名称については、中之島地域に配慮した名称とする。
- (3) 「キズナの森運営協議会」など中之島地域と見附市の市民団体などの意向を踏まえて、適切な維持管理に努め、団体の活動を積極的に支援する。
- (4) 具体的な事項については、両市が協議した上で、協定書を取り交わす。

## 6. 今後の進め方

長岡市の整備方針及び対応について、中之島地域の町内会やキズナの森運営協議会、地域委員会などと意見交換を行い、一定の理解が得られた段階で、具体的な協定書案の協議を行い、公の施設の区域外設置にかかる議会議決等に向けた事務続きを進めたい。